

# 令和7年度版 個人タクシー実務必携

## 道路運送車両の保安基準

### 資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

○道路運送車両の保安基準 [抄]

(窓ガラス)

第 29 条 自動車(最高速度 25 キロメートル毎時以下の自動車を除く。)の【窓ガラス】は、【告示】で定める【基準】に【適合】する【安全ガラス】でなければならない。ただし、【衝突等】により【窓ガラス】が【損傷】した場合において、当該ガラスの破片により【乗車人員】が【傷害】を受けるおそれの少ないものとして【告示】で定める場所に備えられたものにあつては、この【限り】でない。

2 自動車(最高速度 40 キロメートル毎時未満の自動車を除く。)の【前面ガラス】は、損傷した場合においても運転者の【視野を確保】できるものであり、かつ、容易に【貫通】されないものとして、【強度等】に関し【告示】で定める【基準】に【適合】するものでなければならない。

3 自動車(被牽引自動車を除く。)の【前面ガラス】及び【側面ガラス】(告示で定める部分を除く。)は、【運転者】の【視野】を妨げないものとして、【ひずみ】、【可視光線】の【透過率】等に関し【告示】で定める【基準】に【適合】するものでなければならない。

4 前項に規定する【窓ガラス】には、次に掲げるもの以外のものが【装着】され、【貼り付け】られ、【塗装】され、又は【刻印】されてはならない。

一 【整備命令標章】

一の二 臨時検査合格標章

二 【検査標章】

二の二 【保安基準適合標章】(中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。)

三 自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 94 号)第 9 条の 2 第 1 項(同法第 9 条の 4 において準用する場合を含む。)又は第 10 条の 2 第 1 項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

四 道路交通法第 63 条第 4 項の標章

五 削除

六 前各号に掲げるもののほか、【運転者】の【視野】の【確保】に【支障】がないものとして【告示】で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、【国土交通大臣】又は【地方運輸局長】が【指定】したもの

07 道路運送車両の保安基準 0010

(非常信号用具)

第 43 条の 2 自動車には、【非常時】に【灯光】を発することにより他の交通に【警告】することができ、かつ、【安全な運行】を妨げないものとして、【灯光の色】、【明るさ】、【備付け場所等】に関し【告示】で定める【基準】に【適合】する【非常信号用具】を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車

及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

=== 参考始まり ===

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)

最終改正令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号 |

(非常信号用具)

第 220 条非常信号用具の灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、保安基準第 431 条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 【夜間 200 m】の距離から確認できる【赤色】の【灯光】を発するものであること。
- 二 【自発光式】のものであること。
- 三 【使用に便利な場所】に【備えられたもの】であること。
- 四 【振動】、【衝撃】等により、損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

(以下省略)

=== 参考おわり ===

07 道路運送車両の保安基準 0020

(警告反射板)

第 43 条の 3 自動車に備える【警告反射板】は、その【反射光により他の交通に警告】することができるものとして、【形状】、【反射光の色】、【明るさ等に関し告示で定める基準】に【適合】するものでなければならない。

=== 参考始まり ===

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)

最終改正令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号 1

第 221 条 警告反射板の【形状】、【反射光の色】、【明るさ】等に関し、保安基準第 43 条の 31 の【告示】で定める【基準】は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 警告反射板の反射部は、一辺が 400mm 以上の中空の【正立正三角形】で帯状部の幅が 50mm 以上のものであること。
- 二 警告反射板は、【夜間 150m】の距離から【走行用前照灯】で【照射】した場合にその【反射光】を【照射位置】から【確認】できるものであること。
- 三 警告反射板による【反射光の色】は、【赤色】であること。
- 四 警告反射板は、【路面上】に【垂直】に設置できるものであること。

=== 参考おわり ===

## 07 道路運送車両の保安基準 0030

(停止表示器材)

第 43 条の 4 自動車に備える【停止表示器材】は、【けい光】及び【反射光】により他の交通に当該自動車が【停止】していることを【表示】することができるものとして、【形状】、【けい光】及び【反射光】の明るさ、【色】等に関し【告示】で定める【基準】に【適合】するものでなければならない。

2 【停止表示器材】は、【使用に便利な場所】に【備えられたもの】でなければならない。

=== 参考始まり ===

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)

最終改正令和 5 年 1 月 4H 国土交通省告示第 1 号

(停止表示器材)

第 222 条 停止表示器材の形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、保安基準第 43 条の 4 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 停止表示器材は、次図に定める様式の中空の【正立正三角形】の反射部及び蛍光部又は中空の正立正三角形の蛍光反射部を有するものであること。

二 【停止表示器材】は、【夜間 200 m】の距離から【走行用前照灯】で【照射】した場合にその【反射光】を【照射位置】から【確認】できるものであること。

三 【停止表示器材】は、【昼間 200 m】の距離からその【けい光】を確認できるものであること。

四 停止表示器材による【反射光の色は赤色】であり、かつ、当該停止表示器材による蛍光の色は、【赤色又は橙色】であること。

五 停止表示器材は、【路面上】に【垂直】に設置できるものであること。

六 停止表示器材は、容易に組み立てられる構造であること。

七 停止表示器材は、【使用に便利な場所】に【備えられたもの】であること。

(以下省略)

=== 参考終わり ===

## 07 道路運送車両の保安基準 0040

(乗車定員及び最大積載量)

第 53 条 自動車の【乗車定員】又は【最大積載量】は、本章の規定に適合して【安全な運行】を確保し、及び【公害】を【防止】できるものとして、【告示】で定める【基準】に基づき算出される範囲内において乗車し又は積載することができる人員又は物品の積載量のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては

乗車定員 2 人以下、車両総重量 2 トン未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。

2 前項の規定の乗車定員は、【12 歳】以上の者の数をもつて表すものとする。この場合において、【12 歳】以上の者 1 人は、【12 歳】未満の小児又は【幼児 1.5 人】に相当するものとする。

07 道路運送車両の保安基準 0050